

令和3年度

当初予算案等説明資料

○ 消防局所管予算案	ページ
I 総括表	1 ～ 2
II 重要施策の概要	3 ～ 6
III 歳入・歳出目別明細	7 ～ 20
IV 債務負担行為	21 ～ 22
○ 条例案	
議案第96号	
福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案	23 ～ 27
○ 組織編成案	28 ～ 29

○ 消防局所管予算案

I 総括表

款	項	目	令和3年度		令和2年度	
			予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)
11款	消防費		14,182,360	100.0%	14,724,568	100.0%
	1項	消防費	14,182,360	100.0%	14,724,568	100.0%
		1目 常備消防費	11,730,314	82.7%	11,960,194	81.2%
		2目 非常備消防費	599,233	4.2%	615,766	4.2%
		3目 消防施設費	1,852,813	13.1%	2,148,608	14.6%
	合	計	14,182,360	100.0%	14,724,568	100.0%

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

対前年度比較		令和3年度 予算額の財源内訳				
予算額 (A)-(B) (C)	伸率 (C)/(B) (%)	特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金		市 債		その他
△ 542,208	△ 3.7%	国	250	748,000	687,290	12,730,285
		県	16,535			
		計	16,785			
△ 542,208	△ 3.7%	国	250	748,000	687,290	12,730,285
		県	16,535			
		計	16,785			
△ 229,880	△ 1.9%	国	-	-	444,691	11,269,350
		県	16,273			
		計	16,273			
△ 16,533	△ 2.7%	国	-	-	75,805	523,166
		県	262			
		計	262			
△ 295,795	△ 13.8%	国	250	748,000	166,794	937,769
		県	-			
		計	250			
△ 542,208	△ 3.7%	国	250	748,000	687,290	12,730,285
		県	16,535			
		計	16,785			

II 重要施策の概要

単位：千円

	令和3年度	令和2年度	増減
1 災害防ぎょ活動体制の充実	1,370,406	1,555,583	△ 185,177
ア 消防基盤、活動資機材の整備	1,214,248	1,320,039	△ 105,791

都心部における災害即応体制の強化及び救急需要に対応するため、新平尾出張所の建設工事等を行う。

また、消防ヘリコプター（ゆりかもめ）の更新整備に着手するとともに、消防ヘリコプター2機の暦年点検等の整備を行う。

そのほか、福岡都市圏消防共同指令センターの円滑な運用に努めるとともに、消防車両、救助用資機材の更新及び消防庁舎の改修等を行う。

<主な事業> ★:新規事業

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
中央区における消防署所の再編整備 (新平尾出張所建設工事等)	312,898	134,380	178,518
★ 消防ヘリコプターの更新整備 (債務負担行為 令和3～4年度 1,878,123千円)	-	-	-
消防指令管制情報システム共同運用整備 (システム保守)	350,638	355,281	△ 4,643
Net119緊急通報システム運用整備 (システム保守)	1,043	22,413	△ 21,370
消防ヘリコプター2機の暦年点検等の整備	140,661	150,766	△ 10,105
消防車両2台の更新等	294,445	243,993	50,452
救助用資機材、消防活動用空気呼吸器用ボンベ等の更新	34,080	57,324	△ 23,244
消防庁舎の改修等	80,483	355,882	△ 275,399

	令和3年度	令和2年度	増減
イ 消防団施設等の整備	117,201	182,871	△ 65,670

地域防災を担う消防団の活動を支えるため、分団車庫外壁等の改修及び安全性を強化した新たな消火活動用小型動力ポンプ付積載車等へ更新するとともに、新型防火衣や装備品等の整備を行う。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
花畑分団車庫の外壁改修等	23,732	53,605	△ 29,873
消火活動用小型動力ポンプ付積載車(4台)の更新 (月隈・三宅東・日佐・城南分団)	58,956	75,812	△ 16,856
消火活動用小型動力ポンプ(4基)の更新等 (多々良・堅粕・吉塚・玄界水上分団)	13,540	18,823	△ 5,283
新型防火衣・装備品等の整備	20,973	34,631	△ 13,658

	令和3年度	令和2年度	増減
ウ 教育訓練及び人材育成の充実	38,957	52,673	△ 13,716

消防職員や消防団員等の災害活動に関する技術や知識を高めるため、消防学校における教育訓練の充実や大量退職に伴って増加する若手職員に対する研修を行うなど、人材の育成に努めるとともに、教育訓練用資機材等の更新や消防学校の機能強化の検討を行う。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
消防職員、消防団員に対する教育訓練及び人材育成の充実	37,615	41,386	△ 3,771
教育訓練用資機材等の更新	1,042	1,317	△ 275
消防学校機能強化検討	300	9,970	△ 9,670

	令和3年度	令和2年度	増減
2 救急体制の充実	235,684	262,414	△ 26,730
ア 救急需要への対応、救急高度化の推進	231,850	257,342	△ 25,492

都心部を中心とした救急需要に的確に対応し、救急高度化を推進するため、継続的な救急救命士の養成や医師による救急活動の事後検証などにより、救急隊員の活動能力の向上を図る。

また、高度な救急救命処置に不可欠な資機材の整備及びAEDなどの高度救急資機材を積載した高規格救急車の計画的更新を行う。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
救急高度化の推進のために必要な救急救命士の継続的な養成（9名） ※令和2年度 8名	25,849	22,293	3,556
医師による救急活動の事後検証、救急隊員教育、救急救命士の処置範囲拡大への対応及び医療機関との連携強化	7,410	9,470	△ 2,060
高度な救急救命処置に不可欠な資機材等の整備	42,992	40,625	2,367
高規格救急車（5台）及びAEDなどの積載資機材の更新	155,599	151,264	4,335
博多消防署に救急隊を増隊（高規格救急車、資機材等）	-	33,690	△ 33,690

令和3年度 令和2年度 増減

イ 応急手当、救急車適正利用、予防救急の普及啓発推進 3,834 5,072 △ 1,238

応急手当市民サポーターなどと連携し、市民を対象とした救命講習を行うとともに、小・中学校の教職員に対して指導者資格を取得できる救命講習を実施し、その教職員による小・中学生への救命講習を推進する。

また、救マーク施設の拡充を図るとともに、救急車の適正利用や救急搬送につながる、けがや病気の予防策とその対処法等に関する予防救急の広報を推進する。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
応急手当普及啓発の推進 ・市民サポーターなどと連携した市民への救命講習の開催 ・小中学生を対象とした救命講習の推進（教職員に対して指導者資格を取得できる救命講習の実施） ・適切な応急手当ができる救マーク施設の拡充	3,741	4,948	△ 1,207
「救急車適正利用」、「#7119」の市民への広報、けがや病気の予防策を市民に啓発する「予防救急」の推進	93	124	△ 31

令和3年度 令和2年度 増減

3 防火・防災体制の充実 138,830 152,911 △ 14,081

ア 火災予防対策の推進 14,686 19,171 △ 4,485

防火管理者未選任や各種点検未報告などの指摘事項の有無などにより、火災発生時の人命危険度を点数化し、建物等に優先順位を付け査察を実施するとともに、消防法令違反是正の徹底を図る。

また、住宅火災による被害を防止・軽減するため、九州・沖縄の全消防本部や民間企業等と連携した取組のほか、あらゆる機会をとらえて、住宅用火災警報器の設置促進や維持管理に関する広報を行うとともに、地域と連携した放火防止に取り組む。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
火災発生時の人命危険度に応じた重点的な立入検査や消防法令違反是正の徹底	5,713	9,797	△ 4,084
火災予防啓発事業の推進 ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に関する広報の実施 ・放火監視機器の設置及び放火予防ステッカーの配布など、地域と連携した放火防止の実施等	8,973	9,374	△ 401

イ 災害に強い地域づくり

令和3年度	令和2年度	増減
50,656	55,776	△ 5,120

市民ニーズが高い避難訓練・出前講座等の防災・減災教育や、防火・防災管理に関する講習等を行う。

また、災害に強い地域づくりを目指して、消防団、事業所、区役所等と連携し、校区の自主防災組織が行う防火・防災訓練等の支援のほか、よりきめ細かな防災指導を行うため、自治協議会の会議等において啓発活動を実施し、町内会単位などでの防火・防災訓練等の実施促進を図る。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
避難訓練・出前講座等の防災・減災教育の実施	36,534	40,519	△ 3,985
防火・防災管理に関する講習の実施	13,002	13,550	△ 548
関係団体と連携した自主防災組織が行う活動への支援、防災・減災に関する普及啓発の推進	1,120	1,707	△ 587

ウ 市民に身近な消防づくり

令和3年度	令和2年度	増減
73,488	77,964	△ 4,476

市民に親しまれる消防を目指し、身近な各消防署等での体験型の庁舎開放イベントや消防音楽隊の演奏活動による積極的な情報発信等を行い、防災意識の向上を図る。

<主な事業>

事業概要	令和3年度	令和2年度	増減
体験型のイベント 『来て！見て！体験！消防たい(隊)』の実施	929	995	△ 66
消防音楽隊による広報活動の充実	72,559	76,969	△ 4,410

Ⅲ 歳入・歳出目別明細

(歳 入)

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)
48	(17) 分担金 及び負担金	1 負担金	9 消防費 負担金	442,882	454,314
	(18) 使用料及び手数料			81,855	83,269
49		1 使用料	1 総務使用料	4,358	4,352
63		2 手数料	10 消防手数料	77,497	78,917
77	(19) 国庫支出金	2 国庫補助金	9 消防費 国庫補助金	250	806
	(20) 県支出金			16,535	16,514
91		2 県補助金	10 消防費 県補助金	16,317	16,312
93		3 委託金	9 消防費 委託金	218	202

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	説明				
		3年度	2年度	増減		
△ 11,432	△ 2.5%	1	高速道路救急業務費負担金	1,489	1,562	△ 73
		2	共同運用事業費負担金	441,393	452,752	△ 11,359
△ 1,414	△ 1.7%					
6	0.1%	3	庁舎等使用料	4,358	4,352	6
△ 1,420	△ 1.8%	1	防火管理講習等手数料	65,636	63,151	2,485
		2	危険物規制等手数料	11,861	15,766	△ 3,905
△ 556	△ 69.0%	1	消防施設費補助金	250	-	250
		-	消防団設備整備費補助金	-	806	△ 806
21	0.1%					
5	0.0%	1	水難救助費補助金	262	257	5
		2	消防施設整備費補助金	16,055	16,055	-
16	7.9%	1	権限移譲事務費委託金	218	202	16

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)
	(21) 財産収入			7,942	7,948
		1 財産運用 収 入		391	847
97			2 利子及び 配当金	310	766
98			3 特許権等 運用収入	81	81
98・99		2 財産売払 収 入	2 物品売払 収 入	7,551	7,101
102	(22) 寄附金	1 寄附金	9 消防費 寄附金	12,003	16,221
	(25) 諸収入			142,608	143,281
108		2 納付金	1 納付金	15,307	15,357

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	説明			
		3年度	2年度	増減	
△ 6	△ 0.1%				
△ 456	△ 53.8%				
△ 456	△ 59.5%	25 消防救急基金利子収入	310	766	△ 456
-	-	1 著作権使用料	81	81	-
450	6.3%	1 物品売払収入	7,551	7,101	450
△ 4,218	△ 26.0%	1 空港対策費寄附金	8,003	14,221	△ 6,218
		2 消防事業費寄附金	4,000	2,000	2,000
△ 673	△ 0.5%				
△ 50	△ 0.3%	1 健康保険料	15,307	15,357	△ 50

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)
108・109	(25) 諸収入	3 保険料収入	1 保険料収入	24,578	24,955
		13 雑入		102,723	102,969
118			11 消防費雑入	81,633	81,566
118			13 その他の 雑 入	21,090	21,403
121	(26) 市債	1 市債	10 消防債	748,000	859,000
歳 入 合 計				1,452,075	1,581,353

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C)/(B) (%)	説明			
		3年度	2年度	増減	
△ 377	△ 1.5%	1 雇用保険料収入	1,446	1,484	△ 38
		2 厚生年金保険料収入	23,132	23,471	△ 339
△ 246	△ 0.2%				
67	0.1%	1 公務災害補償金	8,014	7,947	67
		2 消防団員退職報償金	67,791	67,791	-
		3 消防救急無線デジタル化 事業費助成金	5,828	5,828	-
△ 313	△ 1.5%	1 その他の雑入	21,090	21,403	△ 313
△ 111,000	△ 12.9%	1 消防施設整備債	748,000	859,000	△ 111,000
△ 129,278	△ 8.2%				

(歳出)

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C)/(B) (%)
416	11款 消防費				
419	1項 消防費				
419	1 常備消防費	11,730,314	11,960,194	△ 229,880	△ 1.9%

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

説 明		3年度	2年度	増 減
1. 一般職職員給与費等		11,154,139	11,350,929	△ 196,790
一般職職員・1,189人 (うち会計年度任用職員・51人)				
〔 関連歳入 〕				
(17) 分担金及び負担金	288,023			
共同運用事業費負担金				
(25) 諸収入	50,617			
健康保険料				
	15,307			
雇用保険料収入				
	1,446			
厚生年金保険料収入				
	23,132			
その他の雑入				
	10,732			
2. 警防・救助・救急経費		124,535	134,026	△ 9,491
ア 警防経費		65,924	75,893	△ 9,969
イ 救助経費		10,710	12,264	△ 1,554
ウ 救急経費		43,967	40,597	3,370
エ 救急需要対策の推進経費		3,834	5,072	△ 1,238
オ 災害対策経費		100	200	△ 100
〔 関連歳入 〕				
(17) 分担金及び負担金	1,489			
高速道路救急業務費負担金				
(20) 県支出金	16,055			
消防施設整備費補助金				
(25) 諸収入	6,024			
その他の雑入				
3. 予防指導経費		61,612	71,173	△ 9,561
ア 市民防災センター運営経費		49,536	54,069	△ 4,533
イ 火災予防経費		6,363	7,307	△ 944
ウ 査察指導経費		5,713	9,797	△ 4,084
〔 関連歳入 〕				
(18) 使用料及び手数料	77,497			
防火管理講習等手数料				
	65,636			
危険物規制等手数料				
	11,861			
(20) 県支出金	218			
権限移譲事務費委託金				

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C)/(B) (%)
416 ↳ 419	(1 常備消防費)				
418 ↳ 421	2 非常備消防費	599,233	615,766	△ 16,533	△ 2.7%

説 明	3年度			2年度			増 減		
[(25) 諸収入 その他の雑入]	701								
4. その他の経費	390,028			404,066			△ 14,038		
ア 広報関連経費	3,334			5,138			△ 1,804		
イ 職員関連経費	108,042			106,146			1,896		
ウ 一般管理経費	220,836			232,264			△ 11,428		
エ 消防学校経費	28,177			31,003			△ 2,826		
オ 消防救急基金経費	4,000			2,041			1,959		
カ その他一般経費	25,639			27,474			△ 1,835		
[関連歳入 (17) 分担金及び負担金 共同運用事業費負担金 (21) 財産収入 著作権使用料 物品売払収入 (22) 寄附金 消防事業費寄附金 (25) 諸収入 その他の雑入]	5,471 7,632 81 7,551 4,000 3,237								
1. 消防団員報酬	113,624			113,624			-		
報酬年額 (単価)									
区 分	金額(円)								
団 長	82,500								
副 団 長	69,000								
本部部長・分団長	50,500								
副 分 団 長	45,500								
部 長・班 長	37,000								
団 員	36,500								
2. 消防団員出動等経費	243,354			243,481			△ 127		
3. 消防団員退職報償金掛金等	109,874			109,874			-		
4. その他の経費	132,381			148,787			△ 16,406		
[関連歳入 (20) 県支出金 水難救助費補助金 (25) 諸収入 公務災害補償金 消防団員退職報償金]	262 75,805 8,014 67,791								

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C)/(B) (%)
420	3 消防施設費	1,852,813	2,148,608	△ 295,795	△ 13.8%
↳					
423					

説 明	3年度			2年度			増 減		
	950,017			1,186,146			△ 236,129		
1. 庁舎等の施設整備費	950,017			1,186,146			△ 236,129		
ア 庁舎整備費	313,198			144,350			168,848		
・ 中央区における消防署所の再編整備	312,898			134,380			178,518		
・ 消防学校機能強化検討	300			9,970			△ 9,670		
イ 分団車庫等整備費	23,732			53,605			△ 29,873		
・ 分団車庫等改修整備									
ウ 通信施設整備費	397,742			471,565			△ 73,823		
・ 通信設備整備	7,336			10,514			△ 3,178		
・ 通信施設等維持管理	4,479			6,554			△ 2,075		
・ 消防救急無線のデジタル化整備	34,246			45,548			△ 11,302		
・ 消防指令管制情報システム共同運用関連	350,638			355,281			△ 4,643		
・ Net119緊急通報システム整備	-			22,413			△ 22,413		
・ 救急事案管理システム整備	-			31,255			△ 31,255		
・ Net119緊急通報システム運用	1,043			-			1,043		
エ 庁舎維持管理費等	215,345			516,626			△ 301,281		
・ 庁舎維持管理	142,198			171,258			△ 29,060		
・ 庁舎等改修整備	73,147			345,368			△ 272,221		
関連歳入									
(17) 分担金及び負担金	147,899								
共同運用事業費負担金									
(18) 使用料及び手数料	4,358								
庁舎等使用料									
(19) 国庫支出金	250								
消防施設費補助金									
(25) 諸収入	6,224								
消防救急無線デジタル化事業費助成金									
	5,828								
その他の雑入	396								
(26) 市債	302,000								
消防施設整備債									
2. 消防車両等整備費	661,424			669,679			△ 8,255		
ア 消防車両等更新整備費	471,509			465,686			5,823		
・ 消防車両等更新									
	種 別	数 量							
	指揮車	1 台							
	はしご車	1 台							
	高規格救急自動車	5 台							
	消火活動用小型動力ポンプ付積載車	4 台							
	消火活動用小型動力ポンプ(B2, C1)	7 基							
	合 計	11台・7基							

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C) / (B) (%)
420 ↳ 423	(3 消防施設費)				
歳 出 合 計		14,182,360	14,724,568	△ 542,208	△ 3.7%

説	明		
	3年度	2年度	増 減
イ 消防車両等管理費	189,915	203,993	△ 14,078
・ 消防車両等管理	49,254	53,227	△ 3,973
・ ヘリコプター点検整備	140,661	150,766	△ 10,105
[関連歳入			
(26) 市債	402,100		
消防施設整備債			
3. 消防水利整備費	113,269	136,938	△ 23,669
・ 防火水槽整備	-	3,616	△ 3,616
・ 防火水槽維持管理	500	1,000	△ 500
・ 消火栓整備等	112,769	132,322	△ 19,553
4. 高度救急活動資機材整備費	94,023	98,521	△ 4,498
・ 救急高度化資機材整備	51,031	57,896	△ 6,865
・ 救命処置高度化推進	42,992	40,625	2,367
[関連歳入			
(21) 財産収入	310		
消防救急基金利子収入			
(22) 寄附金	1,000		
空港対策費寄附金			
(26) 市債	31,500		
消防施設整備債			
5. その他の経費	34,080	57,324	△ 23,244
[関連歳入			
(22) 寄附金	7,003		
空港対策費寄附金			
(26) 市債	12,400		
消防施設整備債			

IV 債務負担行為

令和3年度提出に係る分

予算案 説明書 (その二) ページ	事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
380 ↳ 381	新平尾出張所建設工事	千円 111,175	-	千円 -
382 ↳ 383	消防ヘリコプター更新整備	千円 1,878,123	-	千円 -

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	111,175	-	83,000	-	28,175
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	1,878,123	323,469	1,554,000	-	654

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

「対象火気設備等の位置, 構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い, 急速充電設備の全出力の上限等に関する基準を改める等の必要があるもの。

2 改正内容

(1) 急速充電設備の全出力の上限等に関する規定の改正

急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大するとともに, 急速充電設備の位置, 構造及び管理に関する基準を改正するもの。

(第 11 条の 2 関係)

(2) 消防署長への設置の届出に関する規定の改正

火を使用する設備等の設置について消防署長への届出を要する設備に, 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)を追加するもの。

(第 44 条関係)

(3) その他

条例改正に伴い, 所要の規定の整備を行うもの。

(第 8 条の 3 関係)

3 施行期日

この条例は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。）の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号（ウ，ス及びセを除く。），第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）</u>に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50 キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに<u>第44条第1項第11号</u>において同じ。）の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号（ウ，ス及びセを除く。），第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。</u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては，建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p>

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に

掲げる措置を講じること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

2 前項の規定は、同項第1号から第13号までに掲げる設備を廃止する場合について準用する。

掲げる措置を講じること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。_____

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

2 前項の規定は、同項第1号から第14号までに掲げる設備を廃止する場合について準用する。

急速充電設備

電気自動車等に、高電圧で短時間に充電する設備のことをいう。

外観



福岡市役所 1 階駐車場

設置場所

高速道路のサービスエリア
宿泊施設
車の販売店 等

充電時間

15分～1時間程度

【現在】

急速充電設備のうち、全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものを福岡市火災予防条例で基準を定め、規制している。

背景

電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力50キロワットを超える急速充電設備の普及が予想されている。

【改正後】

急速充電設備のうち、全出力が20キロワットを超え200キロワット以下のものを福岡市火災予防条例で基準を定め、規制する。

令和3年度組織編成（案）

現	行	編	成	案
消防局 <u>1,101</u>		消防局 <u>1,103</u>		
総務部 74		総務部 74		
総務課 13		総務課 13		
職員課 50		職員課 50		
管理課 10		管理課 10		
消防学校 9		消防学校 9		
教育課 8		教育課 8		
警防部 <u>62</u>		警防部 <u>65</u>		
警防課 31		警防課 31		
消防団課 6		消防団課 6		
救急課 <u>11</u>		救急課 <u>12</u>		
消防航空隊 <u>13</u>		消防航空隊 <u>15</u>		
		【救急隊出動体制の強化】		
		【消防航空隊の体制強化】		
情報指令部 59		情報指令部 59		
情報管理課 7		情報管理課 7		
災害救急指令センター 51		災害救急指令センター 51		
予防部 <u>43</u>		予防部 <u>44</u>		
予防課 7		予防課 7		
指導課 <u>14</u>		指導課 <u>15</u>		
査察課 12		査察課 12		
防災センター 9		防災センター 9		
		【消防同意事務に係る体制強化】		

東消防署	160		東消防署	160
予防課	11		予防課	11
警備課	148		警備課	148
博多消防署	199		博多消防署	199
予防課	14		予防課	14
警備課	184		警備課	184
中央消防署	110		中央消防署	110
予防課	13		予防課	13
警備課	96		警備課	96
南消防署	<u>110</u>		南消防署	<u>109</u>
予防課	<u>9</u>		予防課	<u>8</u>
警備課	100		警備課	100
			【業務執行体制の見直し】	
城南消防署	70		城南消防署	70
予防課	8		予防課	8
警備課	61		警備課	61
早良消防署	<u>101</u>		早良消防署	<u>100</u>
予防課	<u>9</u>		予防課	<u>8</u>
警備課	91		警備課	91
			【業務執行体制の見直し】	
西消防署	103		西消防署	103
予防課	8		予防課	8
警備課	94		警備課	94